

令和7年度京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会 議事概要

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

- ① 国による受動喫煙防止対策専門委員会の設置について
 - ・資料を参考に報告（参考資料）
- ② 令和7年度の京都府の取組について
 - ・資料に基づいて、健康対策課の取組について報告（資料1～3）
 - ・資料に基づいて、各保健所の取組について報告（資料4）
- ③ 令和7年度の各団体の取組について
 - ・資料に基づいて、各団体から取組内容について報告（資料5、6）

(2) 意見交換

本日の報告を受けて、意見交換を実施

(主な意見)

- ・喫煙目的施設の要件である「主食」の定義について、主食を提供している喫煙目的施設が多々あるとのことなので、明確な定義が必要と考える。京都府飲食業生活衛生同業組合としては会員の方が、自分の店を目的施設で飲食を提供しているというような把握はされているか。
⇒把握していない。
- ・健康増進法が想定する喫煙目的施設は、軽食を提供するものであり、店内調理された料理が出されるお店の営業を認めてしまうことで、受動喫煙の被害拡大に繋がるように思う。
- ・これまでの取組から漏れてしまった層について今後重点的に情報交換しながらPDCAサイクルを回していただきたい。
- ・防煙教育について、思春期の子供のうち6、7割は言葉通りに受け止め行動するが、思春期に伴う反抗心をお持ちの生徒も一定数おり、逆の行動（喫煙）をとってしまうという調査結果がある。そのためこれらに配慮しつつ、授業を行うことがより好ましい。
- ・たばこが無い場合、がんは3割減ると言われており、若年層が喫煙しない選択を取っていただくことが最も効果的である。
- ・未だに受動喫煙に敏感な社員が理解されにくい職場が多く存在している。もちろん過敏な方もおられるが、実際に健康被害が生じているのであれば、事業主の安全配慮義務に関係すると考える。
- ・健康増進法に基づく受動喫煙対策について、今以上の厳しい制度は経営上難しく、反対する者も多いのが現状である。大阪府で条例改正があったが、これに伴い商売をやめられるお店が多数あり、条例等で規制を厳しくするとしても、それなりの喫煙環境の整備が必要と考える。

3 閉会